

私立大学等經常費補助金
配分基準別記8（特別補助）

平成17年2月

日本私立学校振興・共済事業団

目 次

私立大学等経常費補助金配分基準別記 8 (特別補助)

生涯学習推進特別経費.....	(1)
1 社会人の受入れ	
(1) 学部等・大学院(1)	
(2) 教育訓練講座(1)	
2 夜間大学院・夜間部・通信教育等	
(1) 夜間大学院等(2)	
(2) 夜間部・第三部(2)	
(3) 通信教育(2)	
3 公開講座・施設等の開放	
(1) 公開講座(3)	
(2) 大学施設等の開放(3)	
個性化推進特別経費.....	(3)
1 学習方法の改善	
(1) 大学院基盤整備経費	
○大学院基盤分(3) ○研究支援分(4)	
(2) 小人数教育の推進(4)	
(3) インターンシップの推進(5)	
2 学習機会の多様化	
(1) 短期大学専攻科(5)	
(2) 単位互換・科目等履修生	
○単位互換(5) ○科目等履修生(6)	
(3) 高校生の受入れ(6)	
(4) 編入学による学生受入れ(6)	
(5) 帰国学生の受入れ(7)	
(6) 専門高校卒業者の受入れ(7)	
(7) 障害者の受入れ(7)	
(8) 外国人留学生の受入れ(8)	
(9) 地方高等教育機関の活性化(11)	
(10) 研究施設・設備等運営費	
○研究施設(12) ○大型設備等(13)	
3 特定分野の人材養成	
(1) 看護師養成(13)	
(2) 養護学校教員等養成(13)	
(3) 社会福祉士等養成(14)	

私立大学等経常費補助金配分基準別記8（特別補助）

の5の金額の増額措置（私立大学等経常費補助金特別補助）について

の5の規定に基づき、私立大学における學術の振興及び私立大学等における特定の分野・課程又は対象に係る教育の振興のため、の1、2、3及び4で調整したの5の金額について、私立大学等経常費補助金特別補助検討委員会要綱（平成10年4月30日理事長裁定。以下「要綱」という。）に基づき設置する特別補助検討委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上、次に定めるところにより増額するものとする。

生涯学習推進特別経費

1 社会人の受入れ

（1）学部等・大学院

〔対象〕

社会人を、各大学等で規定した社会人に係る特別の入学選抜制度により受け入れている大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学、短期大学及び高等専門学校」を「大学等」といい、「短期大学及び高等専門学校」を「短期大学等」という。）

〔算定方法〕

社会人（科目等履修生、聴講生等は除く。）の受入れ状況に基づき、表1により増額する。ただし、大学院において受け入れている場合は、表2により増額する。

表1 大学等

受入れ学生数	増 額
1～ 4人	500 千円
5～ 9	1,000
10～ 19	1,500
20～ 29	2,000
30～ 39	2,500
40～ 59	3,000
60～ 79	4,000
80～ 99	5,000
100～ 119	6,000
120人以上	7,000

表2 大学院

受入れ学生数	増 額
1～ 4人	1,000 千円
5～ 9	2,000
10～ 19	3,000
20～ 29	4,000
30～ 39	5,000
40～ 59	6,000
60～ 79	8,000
80～ 99	10,000
100～ 119	12,000
120人以上	14,000

（2）教育訓練講座

〔対象〕

厚生労働大臣指定の教育訓練講座を有している大学等

〔算定方法〕

社会人（受給対象者）の受入れ状況に基づき、表3により増額する。

表3

受入れ学生数	増 額
1～ 4人	1,000 千円
5～ 9	2,000
10～ 19	3,000
20～ 29	4,000
30～ 39	5,000
40～ 59	6,000
60～ 79	8,000
80～ 99	10,000
100～ 119	12,000
120人以上	14,000

2 夜間大学院・夜間部・通信教育等

(1) 夜間大学院等

〔対象〕

専ら夜間において教育を行う研究科若しくは通信教育を行う大学院を設置している大学又は大学院において昼夜開講制を実施している大学

〔算定方法〕

当該研究科ごとの収容定員（夜間又は通信教育の授業を受講している在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に表4で定める単価を乗じて得た額を増額する。

表4 学生1人当たり単価

区 分	単 価
理 工 系	52,000 円
そ の 他 系	28,000

(2) 夜間部・第三部

〔対象〕

夜間部又は第三部を設置している大学等

〔算定方法〕

当該学部等ごとの収容定員（在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に表5で定める単価を乗じた額に、表6の昼間部との授業料格差による調整率（ ）及び表7の勤労学生の割合による調整率（ ）を合わせた調整率（ + ）を乗じて得た額を増額する。

表5 学生1人当たり単価

区 分		単 価
大 学	理 工 系	13,700 円
	そ の 他 系	8,700
短期大学等	理 工 系	13,700 円
	そ の 他 系	8,700

（注）第三部は、短期大学等のその他系の単価を適用する。

表6 授業料格差による調整率

割 合	調 整 率
59%以下	50 %
60～ 79	40
80～ 100	30

表7 勤労学生の割合による調整率

割 合	調 整 率
70～ 100 %	50 %
40～ 69	40
39%以下	30

(3) 通信教育

〔対象〕

通信教育学部等を設置している大学等

〔算定方法〕

当該通信教育学部等ごとの収容定員（学費等納入者数が収容定員に満たない場合は、学費等納入者数とする。）に、表8で定める教材・レポート・試験経費単価を乗じた額と、スクーリング受講延学生数に、表8で定めるスクーリング経費単価を乗じた額との合計額から、配分基準別表4-2の（注）の1にある学生1人当たり校費8千円に収容定員を乗じ更に1/2を乗じて得た額を減じた額を増額する。

表8 学生1人当たり単価

区 分	単 価
教材・レポート・試験	7,500 円
スクーリング	1,100

3 公開講座・施設等の開放

(1) 公開講座

〔対象〕

次のaからdの要件のすべてを満たしている公開講座を実施している大学等

- a 地域社会一般の教養の啓発を目的としているもの
- b 計画的に一定の期間実施しているもの
- c 資格付与のための講座ではないもの
- d 受講者からの徴収総額が経費総額を上回っていないもの

〔算定方法〕

公開講座に係る所要経費が600千円以上のものを対象として、その1/2以内の額を8,000千円を限度に増額する。

(2) 大学施設等の開放

〔対象〕

地域住民の要望、あるいは広く社会一般の要請による大学施設等（大学等に附置若しくは学部等に附属する施設）の開放（資料館、博物館、体育館又はグラウンド等の開放事業）を行っている大学等

〔算定方法〕

施設等の開放に係る所要経費が600千円以上のものを対象として、その1/2以内の額を15,000千円を限度に増額する。

個性化推進特別経費

1 学習方法の改善

(1) 大学院基盤整備経費

〔対象〕

優れた教育研究に取り組む大学院並びに大学等

〔算定方法〕

以下の方法により算出する。

大学院基盤分

ア 当該研究科の専任教員数を次の(a)及び(b)の合計により算定する。

(a) 当該研究科の授業又は研究指導を行う専任教員（助手を除く。）の数

(b) (a)の専任教員の数に配分基準別表3に定める助手の限度数を乗じて得た数と、当該研究科の基礎となる学部等に所属する助手の数とのいずれか小さい数

上記専任教員数に次の表9に定める単価を乗じて得た額を算定する。

表9 専任教員1人当たり単価

区分	単 価	
	博士後期課程	修士課程
実験系	医歯学部 千円 749	千円 243
	医歯学部以外 641	243
非実験系	169	78

イ 当該研究科の専攻ごとの収容定員（在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に表10に定める単価を乗じて得た額を算定する。

表10 学生1人当たり単価

区 分	単 価	
	博士後期課程	修士課程
医歯系	103 千円	67 千円
理工系	103	67
その他系	58	37

(注) 獣医学専攻の学生1人当たり単価は医歯系博士後期課程を適用する。

アとイを合計した額の1/2以内の額を増額する。

研究支援分

ア 過去3か年の資金収支計算書内訳表の人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出及び設備関係支出の合計額に占める教育研究経費支出、教育研究用機器備品支出及び図書支出の合計額の割合が、全私立大学等の平均値以上の大学等において、配分基準の1により算出された当該大学等の専任教員等の数に表11に定める単価を乗じて得た額の1.5/10を増額する。

表11 専任教員1人当たり単価(大学等)

区 分		単 価
大 学	実験系	304 千円
	非実験系	103
短期大学等	実験系	213 千円
	非実験系	72

イ の2の(10)の による増額の対象となる研究施設において、主として研究活動に従事している専任教員の数に表12に定める単価を乗じて得た額を増額する。

表12 専任教員1人当たり単価(研究施設)

区 分		単 価
大 学	実験系	455 千円
短期大学等	非実験系	137

(2) 小人数教育の推進

〔対象〕

教育機能の向上及び教育指導・履修指導の改善・充実を図るため、小人数によるきめ細やかな教育を実施している大学等で、当該大学等の学部等(夜間部、第三部及び通信教育学部等を除く)ごとに、配分基準別表5の調整係数表の区分Bに基づき算定された当該学部等の配点をもとに、大学等の配点(学部等の平均点)が全私立大学等の平均値以上の大学等

〔算定方法〕

当該大学等の在籍学生数に基づき、表13により増額する。

表13

在籍学生数	増額
1～200人	3,000千円
201～400	4,000
401～600	5,000
601～800	6,000
801～1,000	7,000
1,001～2,000	8,000
2,001～4,000	9,000
4,001～6,000	10,000
6,001～8,000	12,000
8,001～10,000	16,000
10,001人以上	20,000

(3) インターンシップの推進

〔対象〕

インターンシップを現場実習などの授業科目として実施し、かつ単位認定を行っている大学等

〔算定方法〕

当該大学等において、インターンシップとして派遣した学生数に基づき、表14により増額する。

表14

派遣学生数	増額
1～20人	600千円
21～40	1,200
41～70	2,100
71～100	3,000
101～150	4,500
151～200	6,000
201～250	7,500
251人以上	9,000

2 学習機会の多様化

(1) 短期大学専攻科

〔対象〕

学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に規定する専攻科として、大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科を設置している短期大学等

〔算定方法〕

当該専攻科の在籍学生数に基づき、表15により増額する。

表15

在籍学生数	増額
1～20人	500千円
21～40	1,000
41人以上	1,500

(2) 単位互換・科目等履修生

ア 単位互換

〔対象〕

国内の大学等間において、協定を締結した上で単位互換を実施し、学生の受入れを行っている大学等

〔算定方法〕

単位互換によって受け入れた学生数（同一法人内の大学等間の学生数は除く。）に基づき、表16のとおり増額する。

表 1 6

受入れ学生数	増 額
1～ 4人	500 千円
5～ 9	1,000
10～ 19	1,500
20～ 29	2,500
30人以上	3,500

イ 科目等履修生

〔対 象〕

科目等履修生制度により学生の受入れを行っている大学等

〔算定方法〕

学生のうち社会人（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・専修学校等いずれの学籍もない者）の受入れ人数に基づき、表 1 7 により増額する。ただし、大学院において受け入れている場合は、表 1 8 により増額する。

表 1 7 大学等

受入れ学生数	増 額
1～ 4人	500 千円
5～ 9	1,000
10～ 19	1,500
20～ 29	2,500
30人以上	3,500

表 1 8 大学院

受入れ学生数	増 額
1～ 4人	600 千円
5～ 9	1,200
10～ 19	2,400
20～ 29	3,600
30人以上	4,200

(3) 高校生の受入れ

〔対 象〕

特定の分野について高い能力と強い意欲をもつ高等学校又は中等教育学校後期課程の生徒を科目等履修生として受け入れている大学等

〔算定方法〕

当該大学等の受入れ人数に基づき、表 1 9 により増額する。

表 1 9

受入れ学生数	増 額
1～ 4人	500 千円
5～ 9	1,000
10～ 19	1,500
20～ 29	2,500
30人以上	3,500

(4) 編入学による学生受入れ

〔対 象〕

編入学定員を設定し、学生の受入れを行っている大学

〔算定方法〕

編入学生数に基づき、表 2 0 により増額する。

表 2 0

受入れ学生数	増 額
1～ 19 人	500 千円
20～ 29	1,000
30～ 39	2,000
40～ 49	3,000
50～ 99	4,000
100～ 199	5,000
200～ 299	6,000
300人以上	7,000

(5) 帰国学生の受入れ

〔対象〕

帰国子女を特別の入学者選抜制度により受け入れている大学等

〔算定方法〕

特別の入学者選抜制度により入学した学生数に基づき、表2-1により増額する。

表2-1

受入れ学生数	増額
1～4人	500千円
5～9	1,000
10～25	2,000
26～50	3,000
51～80	4,000
81～100	5,000
101～200	6,000
201人以上	7,000

(6) 専門高校卒業者の受入れ

〔対象〕

専門高校卒業者を特別の入学者選抜制度により受け入れている大学等

〔算定方法〕

専門高校卒業者の受入れ数に基づき表2-2により算出した額及び専門高校卒業者のために行う補習教育を担当する教員数・受講者数（以下「補習教育人数」という。）に基づき表2-3により算出した額の合計額を増額する。

表2-2

受入れ学生数	増額
1～4人	500千円
5～9	1,000
10～24	2,000
25～49	3,000
50～79	4,000
80～99	5,000
100～199	6,000
200人以上	7,000

表2-3

補習教育人数	増額
1～39人	500千円
40人以上	1,000

(7) 障害者の受入れ

〔対象〕

- a 教育上特別な配慮を要する障害者を受け入れている大学等
- b 点字受験を実施している大学等

〔算定方法〕

- a 障害者学生の受入れ数に基づき、表2-4により増額する。これに加え、障害者の障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及びこれら障害を併せ有する学生を受け入れている場合は、表2-5により増額する。
- b 点字受験者数（併願者の場合は各学部等で対象）に基づき、表2-6により増額する。

表 2 4

障害者学生総数	増 額
1 ~ 5 人	1,000 千円
6 ~ 10	1,500
11 ~ 15	2,500
16 ~ 20	3,500
21 ~ 25	4,500
26 ~ 30	5,500
31 ~ 40	6,500
41 ~ 50	7,500
51 ~ 60	8,500
61 ~ 70	9,500
71 ~ 80	10,500
81 ~ 90	11,500
91 ~ 100	12,500
101人以上	13,500

表 2 6

点字受験者数	増 額
1 ~ 5 人	200 千円
6 ~ 10	400
11人以上	600

表 2 5

区 分	学 生 数	増 額
視覚障害学生	1 ~ 5 人	1,500 千円
	6 ~ 10	2,500
	11 ~ 20	4,500
	21 ~ 30	7,000
	31 ~ 40	9,000
	41 ~ 50	11,000
	51人以上	13,000
聴覚障害学生	1 ~ 5 人	1,500 千円
	6 ~ 10	2,500
	11 ~ 20	4,500
	21 ~ 30	7,000
	31 ~ 40	9,000
	41 ~ 50	11,000
	51人以上	13,000
肢体不自由学生	1 ~ 5 人	1,500 千円
	6 ~ 10	2,500
	11 ~ 20	4,500
	21 ~ 30	7,000
	31 ~ 40	9,000
	41 ~ 50	11,000
	51人以上	13,000
上記障害を併せ有する学生	1 ~ 5 人	3,000 千円
	6 ~ 10	5,000
	11 ~ 20	9,000
	21 ~ 30	14,000
	31 ~ 40	18,000
	41 ~ 50	22,000
	51人以上	26,000

(8) 外国人留学生の受入れ

〔対 象〕

外国人留学生を受け入れている大学等

〔算定方法〕

当該大学等の留学生数（留学生別科に在籍する学生数を含む。）については表 2 7 で定める額に、当該大学大学院において受け入れている留学生については表 2 8 で定める額に、当該大学等において外国人留学生の教育のため、授業科目として日本語科目又は日本事情（日本の社会・日本の経済等）に関する科目を開設している場合にあつては、当該授業科目の担当教員数（非常勤教員を含む。）については表 2 9 で定める額に、表 3 0 により留学生の質の確保に対する取組状況に基づいて算出した点数の合計点（44点満点）に応じ、表 3 1 又は表 3 2 により得られる調整率を乗じて得た額を増額する。

表 2 7 大学等留学生数

留学生数	増 額	留学生数	増 額	留学生数	増 額
1～ 4人	1,000 千円	100～ 129人	19,000 千円	460～ 489人	55,000 千円
5～ 9	2,000	130～ 159	22,000	490～ 519	58,000
10～ 14	3,000	160～ 189	25,000	520～ 549	61,000
15～ 19	4,000	190～ 219	28,000	550～ 579	64,000
20～ 29	5,000	220～ 249	31,000	580～ 609	67,000
30～ 39	6,000	250～ 279	34,000	610～ 639	70,000
40～ 49	7,000	280～ 309	37,000	640～ 669	73,000
50～ 59	8,000	310～ 339	40,000	670～ 699	76,000
60～ 69	9,000	340～ 369	43,000	700～ 729	79,000
70～ 79	10,000	370～ 399	46,000	730～ 759	82,000
80～ 89	13,000	400～ 429	49,000	760人以上	85,000
90～ 99	16,000	430～ 459	52,000		

表 2 8 大学院留学生数

留学生数	増 額	留学生数	増 額	留学生数	増 額
1～ 4人	2,000 千円	100～ 129人	38,000 千円	460～ 489人	110,000 千円
5～ 9	4,000	130～ 159	44,000	490～ 519	116,000
10～ 14	6,000	160～ 189	50,000	520～ 549	122,000
15～ 19	8,000	190～ 219	56,000	550～ 579	128,000
20～ 29	10,000	220～ 249	62,000	580～ 609	134,000
30～ 39	12,000	250～ 279	68,000	610～ 639	140,000
40～ 49	14,000	280～ 309	74,000	640～ 669	146,000
50～ 59	16,000	310～ 339	80,000	670～ 699	152,000
60～ 69	18,000	340～ 369	86,000	700～ 729	158,000
70～ 79	20,000	370～ 399	92,000	730～ 759	164,000
80～ 89	26,000	400～ 429	98,000	760人以上	170,000
90～ 99	32,000	430～ 459	104,000		

表 2 9 担当教員数

担当教員数	増 額	担当教員数	増 額
1～ 5人	600 千円	21～ 30人	3,600 千円
6～ 10	1,200	31～ 50	4,800
11～ 20	2,400	51人以上	6,000

表30

区 分		点 数		
(a)	受 入 体 制	留学生センター等専門部局の設置の有無(2点満点)	留学生センター等専門部局の設置をしている場合に2点	
(b)		留学業務に関する研修会の実施等(3点満点)	留学業務に関する研修会に参加している、または自ら研修を行っている場合に3点	
(c)		外国語運用能力や国際経験のある職員の採用(2点満点)	外国語運用能力や国際経験のある職員を採用している場合に2点	
(d)		3カ国語以上の言語によるホームページの開設(1点満点)	3カ国語以上の言語によるホームページを開設している場合に1点	
(e)	入 学 者 選 抜	日本留学時における留学目的の確認(3点満点)	日本留学時に留学目的の確認を行っている場合に3点	
(f)		日本留学試験(又は日本語能力試験)による受験資格の限定(2点満点)	日本留学試験(又は日本語能力試験)が一定水準以上の者に受験資格を限定している場合に2点	
(g)		日本語能力を問う試験の実施(3点満点)	面接・書類選考以外に日本語能力を問う試験を実施している場合に3点	
(h)		留学生に対する経費支弁能力の確認(3点満点)	留学生に対して必要に応じて経費支弁能力の確認を行っている場合に3点	
(i)		教 育 研 究	日本語教育を行う授業の実施(留学生別科を含む)(3点満点)	日本語教育を行う授業を実施(留学生別科を含む)している場合に3点
(j)			日本語能力を問う試験の受験の義務づけ(1点満点)	在籍中に日本語能力を問う試験の受験を義務づけている場合に1点
(k)			外国人教員(講師以上の専任教員)の採用の有無(3点満点)	外国人教員(講師以上の専任教員)を採用している場合に3点
(l)			留学経験を持つ日本人教員(講師以上の専任教員)の採用の有無(3点満点)	留学経験を持つ日本人教員(講師以上の専任教員)を採用している場合に3点
(m)	指 導	外国語による授業や試験の実施、秋季入学の導入(1点満点)	留学生に対する外国語による授業や試験の実施、秋季入学の導入を行っている場合に1点	
(n)		留学生を対象にしたインターンシップに関する授業科目の実施(1点満点)	留学生を対象にしたインターンシップに関する授業科目を実施している場合に1点	
(o)		在 籍 管 理	留学生のうち出席状況や成績不良者への指導の有無(3点満点)	留学生のうち出席状況や成績不良者への指導を実施している場合に3点
(p)	留学生に対する卒業(修了等)後のフォローアップ体制の有無(2点満点)		留学生に対する卒業(修了等)後のフォローアップ体制を整備している場合に2点	
(q)	生 活 支 援	留学生の学業や日常生活を支援するチューター等の制度の有無(1点満点)	留学生の学業や日常生活を支援するチューター等の制度がある場合に1点	
(r)		留学生がカウンセリングを受けられる、専門の相談員の有無(2点満点)	留学生がカウンセリングを受けられる、専門の相談員を配置している場合に2点	
(s)		留学生のTA・RAとしての採用の有無(1点満点)	留学生をTA・RAとして採用している場合に1点	
(t)		留学生支援業務の補助等への留学生の従事(1点満点)	留学生支援業務の補助等に留学生を従事させている場合に1点	
(u)		留学生のみ対象とした奨学事業の実施(3点満点)	留学生のみ対象とした奨学事業を実施している場合に3点	

表 3 1

点 数	調整率 (大学)
44 点	100 %
43 ~ 42	90
41 ~ 40	80
39 ~ 38	70
37 ~ 35	60
34 ~ 29	50
28 ~ 21	40
20 ~ 12	30
11 ~ 6	20
5 ~ 1	10

表 3 2

点 数	調整率 (短期大学等)
44 ~ 43 点	100 %
42 ~ 41	90
40 ~ 39	80
38 ~ 37	70
36 ~ 35	60
34 ~ 26	50
25 ~ 20	40
19 ~ 12	30
11 ~ 6	20
5 ~ 1	10

(9) 地方高等教育機関の活性化

〔対象〕

高等教育の計画的整備に関し、地域配置の適正化の観点で教育研究の振興を図る必要があると認める地域に設置され、地域の社会的要請にこたえる特色ある教育研究を実施し、次に定める要件をすべて満たしている大学等

要 件

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県（ただし、過疎地域自立促進特別措置法第 2 条に基づき過疎地域に指定されている地域は除く。）以外の地域に設置されている大学等であること。

当該補助年度の 5 月 1 日現在の昼間部の入学定員の総数が 1,000 人以下の大学等であること。

医学部、歯学部及び薬学部のいずれも設置していない大学であること。

配分基準の別表 6 - 2「調整係数補正表 2」の区分欄で定めている要件（専任教員等若しくは専任職員の給与水準が高いもの）及び配分基準の別表 7「調整係数補正表」の区分欄で定めている要件（収入超過となっているもの）に該当しない大学等であること。

〔算定方法〕

以下の方法により算出する。

- (1) 当該大学等の学部等（夜間部、第三部及び通信教育学部等を除く。）ごとに、配分基準別表 4 - 1 の専任教員等 1 人当たり校費に当該学部等の教員等数を乗じて得た額に 1 / 2 を乗じて得た額と配分基準別表 4 - 2 の学生 1 人当たり校費に当該学部等の学生数を乗じて得た額に 1 / 2 を乗じて得た額の合計額を算出する。
- (2) 当該大学等ごとに上記 (1) の 1 / 2 の額に表 3 3 の当該大学等の教育研究活動に基づく点数（9 点満点）をもとに、表 3 4 によって得られる調整率を乗じて得られた額を増額する。

表 3 3

区	分	点数
(a) 公開講座等の実施状況 (講座等数) (2点満点)	20講座以上	2点
	1～19講座	1
(b) 公開講座等の実施状況 (延べ参加者人数) (2点満点)	800人以上	2点
	10～799人	1
	9人以下	0
(c) 講師派遣等の実施 (1点満点)	講師派遣等を実施している場合に1点	
(d) 共同研究等の実施 (1点満点)	共同研究等を実施している場合に1点	
(e) 施設の開放等の実施 (1点満点)	施設の開放等を実施している場合に1点	
(f) 各種相談等の実施 (1点満点)	各種相談等を実施している場合に1点	
(g) 社会人の受入れの実施 (1点満点)	社会人の受入れを実施している場合に1点	

(注) 各項目において、該当する人員・件数がない場合は、点数は0点とする。

表 3 4

点 数	調 整 率
9 点	130 %
8	115
5 ~ 7	100
3 ~ 4	85
1 ~ 2	70

(10) 研究施設・設備等運営費

研究施設

〔対 象〕

次の要件のすべてを満たしている研究施設を設置している大学等

- a 当該研究施設専任の教員がいること。ただし、専任教員がない場合にあっては、当該研究施設との兼任教員が5人以上でかつ専任職員が配属されていること。
- b 設置後3年以上であること。ただし、表35のとおり調整する。

表 3 5

設 置 後 年 数	調 整 率
設置後 5年以上	100%
” 4年	80
” 3年	50
” 3年未満	0

- c 当該研究施設の設置に関する規程があること。
- d 研究成果を集録した紀要等を作成していること。

〔算定方法〕

当該研究施設における研究に係る所要経費の1/2以内の額を40,000千円を限度に増額する。

ただし、原子力研究施設等で共同利用に供している研究施設を有する大学等については、50,000千円を限度に増額する。

大型設備等

〔対象〕

1個又は1組当たりの取得価格30,000千円以上の大型設備又は大型実習船（500トン以上のものに限る。）を備えている大学等

〔算定方法〕

当該年度より遡って10年度前の4月1日以降に購入した大型設備又は大型実習船の維持費等の所要経費が1,200千円以上のものを対象として、その1/2以内の額を20,000千円を限度に増額する。

3 特定分野の人材養成

（1）看護師養成

〔対象〕

看護師養成学部等を設置している大学等

〔算定方法〕

当該学部等ごとの収容定員（在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に表36で定める単価で乗じて得た額に、表37の卒業生数（当該年度の前年度卒業生数とする。以下同じ。）に対する看護師従事者数（保健師、助産師を含む。）の割合による調整率を乗じて得た額を増額する。

表36 学生1人当たり単価

区分	単価
大学	19,500円
短期大学等	19,500

表37 調整率

看護師従事者の割合	調整率
100～90%	120%
89～80	100
79～60	80
59%以下	60

（2）養護学校教員等養成

〔対象〕

養護学校及び小学校・幼稚園教員養成のための教育を行っている大学等

〔算定方法〕

当該教員養成に係る学部等ごとの卒業生数に表38に定める単価を乗じた額に、表39の卒業生数に対する資格取得者数の割合による調整率を乗じて得た額を増額する。

表38 学生1人当たり単価

区分	単価
大学	7,100円
短期大学等	7,100

表39 調整率

養護教育		小学校・幼稚園	
資格取得者の割合	調整率	資格取得者の割合	調整率
100～60%	100%	100～70%	60%
59～40	80	69～50	40
39～20	60	49%以下	20
19%以下	40		

(3) 社会福祉士等養成

〔対象〕

保育士・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士養成のための教育を行っている大学等

〔算定方法〕

当該大学等のうち、社会福祉・児童福祉教育を実施している学部等ごとの卒業生数に表40で定める単価を乗じて得た額に、学部等の卒業生数に対する保育士・介護福祉士については資格取得者数、社会福祉士・精神保健福祉士については指定科目修得者数の割合に基づき表41により調整率を乗じて得た額を増額する。

表40 学生1人当たり単価

区 分	単 価
大 学	11,000 円
短 期 大 学 等	11,000

表41 調整率

資格取得者・科目修得者の割合	調 整 率
100～60%	100%
59～40	80
39～20	60
19%以下	40